

富士五湖自然首都圏フォーラム
WISE GOVERNMENT コンソーシアム推進業務委託仕様書

1 目的

山梨県が設立した産官学等の協働組織体「富士五湖自然首都圏フォーラム」（以下「フォーラム」という。）では、社会起業家や社会的企業（以下「社会起業家等」という。）との連携により地域課題がビジネスチャンスとなる仕組みの構築を目指し、国際コンソーシアム「WISE GOVERNMENT コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設置したところである。

本事業においては、国内外の多様なセクター・立場の主体に向けてコンソーシアムの活動内容を広く発信し、これらの主体のコンソーシアムへの参画を加速させるとともに、山梨県内の社会起業家等の事業者及び地域住民の関心を高めることを目的として、シンポジウムを開催する。

2 委託業務名称

富士五湖自然首都圏フォーラム WISE GOVERNMENT コンソーシアム推進業務委託

3 開催概要

- (1) 開催日時 令和7年3月中旬
- (2) 開催方法 ウェブサイト上での記録映像の配信の方法による。なお、ライブ配信の方法によることを要しない。
また、フォーラムのウェブサイト上での公開は委託者が実施することとし、これに関する費用は委託費に含まないものとする。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務内容

受託事業者は、次の項目について、委託者と協議の上、シンポジウム開催業務を実施すること。

(1) シンポジウムの企画・実施

- ア シンポジウムの企画、運営、広報等を行うこと。
- イ シンポジウムにおける講演者は、委託者と協議の上、委託者が指定する者を起用すること。なお、シンポジウム全体の司会者については受託者が選定する。
- ウ 講演者・司会者の謝金、交通費等、会場使用料、設備使用料、保険料等運営に係る一切を委託費に含むため、関連経費の支払いを行うこと。

- エ 全体管理マニュアル、運営台本等を作成すること。
- オ 会場演出・設営、備品（映像機器、PC等）の手配、動画放映・ステージでの各プログラムの進行を行うこと。
- カ アからオまでの実施に要する人員を受託者側において確保・配置し、シンポジウムの円滑な運営を行うこと。

(2) プログラムの作成

- ア シンポジウムの開催に当たり、社会起業家等との連携による地域課題の解決に関する複数のテーマを選定し、これに応じたプログラムを作成すること。
- イ プログラムにはシンポジウムの開催目的や講演者のプロフィール、進行内容等を記載すること。
- ウ プログラムへの掲載及びウェブサイトへの掲載について、受託者において掲載される者の了解、写真使用等必要な許可をとること。

(3) シンポジウムの動画の撮影、編集等

- ア フォーラムのウェブサイト上でオンライン配信ができるよう、シンポジウムの様子の撮影を行うこと。
- イ 撮影した記録映像について、プログラムの作成に当たって選定したテーマごとに編集を行い、テーマごとに個別の動画を作成すること。
- ウ ア及びイに関する費用の一切を委託費に含む。なお、フォーラムのウェブサイト上での公開は委託者が実施することとし、これに関する費用は委託費に含まないものとする。

(4) 事業の取りまとめ及び事業実施報告書の作成

- ア シンポジウムの様子を撮影・編集したデータを委託者へ提出するとともに、シンポジウム概要（ウェブサイト用データ作成を含む。）を作成し、全体の事業実施報告書に添付すること。
- イ 納期
 - ① シンポジウムの様子を撮影・編集したデータの提出（令和7年3月21日）
 - ② 事業実施報告書（令和7年3月31日）
 - ③ その他委託者が指示するもの（別途指示）
- ウ シンポジウムの様子や概要等のウェブサイト上での公開に当たっては、受託者が必要な関係者に事前の了解を得るものとする。

(5) 著作権及び使用料等

- ア 本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、全て委託費に含むものとする。本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、委託者に帰属するものとする。

- イ 本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作権人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ウ 成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- エ 成果品に使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- オ 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

(6) 特記事項

関係機関等との協議結果などにより仕様が変更になった場合は、臨機応変に対応すること。

(7) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり、委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。なお、受託者は打合せ記録簿を作成し、委託者の承認を受けて提出するものとする。

5 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (3) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「富士五湖自然首都圏フォーラム WISE GOVERNMENT コンソーシアム推進業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心掛けなければならない。
- (5) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については委託者に帰属する。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、随時、委託者へ連絡、報告、協議のやりとりを行

う等、情報共有を密にしなければならない。

- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合には、事前に委託者の承諾を得るものとする。

6 その他

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従うものとする。